

第6回宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会 議事概要

日時：令和2年10月9日（金）19：00～20：30

場所：本館2階 講堂

（委員）

発症から陽性確認まで平均3日とされているが、長い方ではどのくらい陽性確認までに時間がかかるのか。また、場合によっては、発症から陽性確認までの間に重症化するなどの事例がなかったのかお聞きしたい。

現在採用している検査方法だと、結果判明までに3～4時間かかるが、将来的に時短PCR検査の導入等を考えているのかも併せてお伺いしたい。

（事務局）

発熱症状がある方が医療機関を受診し、医師からコロナ疑いとして保健所に相談があった場合、検査に行くこととされているが、実際に、一度医療機関を受診したもののそこでは検査は行わず、その後に別の医療機関を受診し検査を行うといった、検査を行うまでに期間が数日かかった事例はある。

PCR検査については、時短PCR検査は導入していないが、現在使っているPCR検査の機器を拡充しており、検査件数と検査能力の向上に努めている。

（委員）

医療提供体制の現状について、各診療部会、各医会からの情報の吸い上げはできているのか。もし各部会等から問題点があがっていれば教えてほしい。

また、各フェーズの入院病床に関して、重症病床の数が多すぎるのではないかと思う。重症化するのは5～8%のため、統計から見てもこれだけの重症病床はいらないと考えているので、ご検討いただきたい。

（委員）

入口の話ばかりでなく、出口の議論も必要だと思う。治療後、患者が国の定義で退院できる状況になったときの受入機関の整理や、体制を強化するよう検討いただきたい。

（委員）

ウイルス感染症の後に必ず考えなければいけないのはウイルス感染後疲労症候群である。フランスや日本でも、コロナはかなりの割合で症状が残るという報告がある。2か月経っても約50%に倦怠感、約40%に呼吸苦の症状が残ってい

るとのこと。今後、県として実態を把握し、症状がある方へのサポートをしていただきたい。

(委員)

市町村との連携について、宿泊療養施設への専門職以外の市町村職員の応援数が延 125 名ということだが、今後「第 3 波」を考えるとやはりマンパワーというのも非常に重要になる。

そういうときに、保健師だけではなく、それ以外の一般職員も何らかの形で協力できる仕事があれば、市町村の方に応援要請してもいいのではないかと。専門的な仕事はできないが、宿泊療養施設である程度の応援体制ができると思う。

(委員)

新聞報道でも出ているが、搬送困難事例は県内でも生じており、コロナ疑い患者の受け入れ先がなかなか見つからず、問い合わせ回数が 10 数件あった事例もある。救急隊員も長時間の対応を迫られるとともに、患者も長時間救急車に待機しなくてはならず、このような状況が続くことを危惧していたが、最近は落ち着きつつある。

今後、「第 3 波」に備え、宮崎市消防局では、国の補助を受けアイソレータの導入を予定している。それで全てが対応できるわけではないが、県内各消防もインフルエンザの流行に備え対策をとっている。医療機関とも連携し、今後の発生に備えたい。

(委員)

コロナ疑いの患者が薬局に来られる方も多いが、接触を避けるため、患者に外で待ってもらい、そこに薬を持って行くなどの対応をとっており、そのための人員を割くのに非常に苦労している。

(委員)

宿泊療養施設に従事する看護職の協力依頼が看護協会宛にあったので、協会に登録している看護師に案内したところ、一旦は 50 数名から協力できると返答があったものの、家族の反対等で結果的に協力いただけた人数は一桁台にとどまった。リタイアした方々に現場でまた働いてもらうには、家族の理解がないと上手くいかないということを実感した。

(会長)

様々な誹謗中傷が、実際に雇った方だけでなく、医療スタッフ等に対しても出

ている。県において、正しい情報・知識を啓蒙する機会を増やしていただきたい。

(会長)

高齢者施設等での感染について、「第2波」の状況をみると、高齢の方の行動範囲が想像以上に広く、リハビリで2～3か所に行かれている例もあり、感染が広がりを見せたと思う。「第2波」の時には、クラスターが広がりそうで広がらないという状況であったためよかったが、次の波に向けて、感染拡大を防ぐための対策を今一度考えていただきたい。

(事務局)

今までの意見に対して事務局から補足説明させていただきたい。

まず検査について、衛環研でも1日あたり最大200件を超える検査を実施するとともに、民間検査機関に委託し200件を超える検査を行った日もあり、行政検査と民間検査委託で最大493件の検査ができた。

また、入院患者の出口の部分について、コロナとしての療養は解除となった後、リハビリ目的で治療が必要な患者の受入について、医療機関とも協議をしていきたい。あわせて中等症以上の患者を受け入れる医療機関の確保についても、今後、医療機関とも十分協議をさせていただきたい。

情報の共有について、濃厚接触者には、自宅待機をお願いしているところだが、濃厚接触者であると判明するまでの間に感染を広げてしまう可能性もある。より丁寧な情報共有の検討をしていきたいと考えている。

宿泊療養施設の運営については、現在、個別に市町村に依頼して、宮崎地区と延岡地区の宿泊療養施設に5市3町から人員の協力をいただいている。現在、町村会事務局と協議を行い、更なる協力を依頼しているところ。

コロナ疑い患者の受入医療機関登録について、当初はなかなか登録いただけない状況があったが、9月下旬段階で救急告示施設のうち約6割程度が登録する意向を示していただいている状況である。

(委員)

まずはかかりつけ医等、地域の身近な医療機関が診療・検査をしていただけると良いと思うが、現状が分かれば教えてほしい。受診・相談センターでは感染症指定医療機関を紹介するのだと思うが、今以上に指定医療機関の負担が増えると、万が一の際の対応がかなり厳しくなると思う。

(事務局)

現在、診療・検査医療機関の登録意向調査を行っている段階であり、現時点で

数をお示しすることは難しい。新型コロナウイルス感染症の保険適用検査は、公費負担の関係で、県と医療機関が契約を結ぶ手順があるため、県医師会を窓口として集団契約を進めているところ。9月末で、契約している医療機関数が約220件となっており、ここから更に数字を増やすことができるか注視しているところである。感染症指定医療機関など入院を担っていただく病院に発熱者が集中しないよう取り組んでいきたい。

(会長)

救急医療体制について、宮崎市郡の救急医療機関は、当初、発熱患者を診ないとしていたが、実際にどこも診ないと非常に厳しい状況となり、現在ではほとんどの救急医療機関が発熱患者を診ている。一般的な診療所も発熱患者を診るという体制にしようとしているが、後方的にフォローしてくれる医療機関がないと自分の医療機関だけでは発熱患者の受入れが難しいとの意見もあるので、有事の際は救急医療機関などでフォローできる体制づくりが一番大事だと思う。調査結果について、中間報告といった形で医療圏ごとの状況を情報提供していただくと、県医師会から地域の郡市医師会に対して働きかけがしやすくなる。

(委員)

「第2波」の感染状況をみると、今後も散在的に感染が起こるのではなく、クラスターで感染が拡大することが考えられる。このため、一般的な医療機関の体制を充実させることはもちろん必要だと思うが、いかにクラスターを起こさないかということを検討することが重要。「第2波」の場合に院内感染が起こらなかったのは、患者を見た医療機関が、非常に注意深く診ることができる病院に限られていたことが一つの要因ではないかと思う。

今回、200ぐらいの一般の病院やクリニックで診るようになると、そこが入院施設を持っていたり、その医師が介護施設のかかりつけ医をされていたりする場合に、感染の持ち込みを起こさないかが懸念される。

今回、診療できる医療機関を広げ、みんなで診ようというときに、どのくらいきちんと各医療機関にPPEが配られるか、供給できるかが、クラスターを防ぐためにはかなり重要である。特に、院内感染と施設内感染が起こると非常に問題が大きいため、いかにクラスターを起こさないかという視点も取り入れて、対策もしていただけたらいいのではないか。

(委員)

検査体制に関して、各医療機関まで発熱者が行ってそこで検査をする方法もあるが、発熱者外来という形で検査対象の人たちを一斉に集めて検査する方法

もある。延岡では、後者のやり方を実施予定としており、この方法であれば各医療機関の負担が少ないと思うので、他の地区でも検討していただきたい。

（会長）

延岡では、自院で検査できない患者は、問診後、全て発熱検査センターでまとめて検査し、その結果陰性だった患者を医療機関に戻すという体制を作っている。約30分で検査できる機器を導入されており、かなり即応性のある体制ができていると思う。県においても参考にしてほしい。

（委員）

「第2波」の時に起きた問題として、重度心身障害者、寝たきりの高齢者、小児、妊産婦などがコロナに感染し、感染症自体の症状としては軽症、中等症の前半ぐらいでも、診療の負担がとて大きかった。軽症、中等症の診療に当たる病院でも相当な負荷がかかり、診療が回らなくなってしまうこともあるので、その部分についても対応を検討する必要がある。

（事務局）

宮崎県の対応方針について、「感染拡大緊急警報」と「緊急事態宣言」の仕組みを作ったところだが、これらの発出を総合的に判断する前に、この協議会の意見を聞くこととしている。「第3波」でそうした事態になった際には、委員の御意見をいただきながら対応してまいりたい。